

令和6年度 第3回
山形地方最低賃金審議会

期 日 令和6年8月21日(水)
午後3時00分
場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 山形県最低賃金の改正決定について(答申)
 - (2) 山形県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性について(諮問)
 - (3) その他
- 3 その他
- 4 閉会

資料目次

I	令和6年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況	1
II	令和6年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出書	
1	山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されない はん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低 賃金	2
2	山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械 器具製造業最低賃金	5
3	山形県自動車・同附属品製造業最低賃金	8
4	山形県自動車整備業最低賃金	10
III	2024年度「特定最低賃金」疎明資料解説（連合山形作成）	13

令和6年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況

山形労働局 作成

特定（産業別）最低賃金	申出月日	申出代表者	適用労働者 (人)	合意労働者 (人)	合意労働者 の割合 (%)	備考
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	8月9日	JAM南東北山形県連絡会 会長 納富 聡	3,275	1,096	33.5%	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	8月9日	全日本電機・電子・情報関連産業 労働組合連合会 山形地域協議会 議長 柿崎 隆英	17,084	8,744	51.2%	
自動車・同附属品製造業	8月9日	JAM南東北山形県連絡会 会長 納富 聡	4,808	2,019	42.0%	
自動車整備業	8月9日	自動車総連山形地方協議会 議長 石山 智規	3,128	1,592	50.9%	

(注) 1 適用労働者数は、各産業の令和5年12月1日現在（前年度調査）の実質的な労働者数。
 2 合意労働者の割合は、小数点第二位以下四捨五入。

2024年8月 9日

山形労働局長
小林 学 殿

天童市久野本四丁目15-20
やはぎビル2F-D
JAM南東北山形県連絡会
会 長 納 富 聡

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業を営む使用者に使用される労働者

3, 275 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県におけるポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改定の決議書
- (4) 個々の労働者の合意書



以 上

一般産業用機械・装置、真空装置・真空機器製造業

1. それぞれ合意効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における一般産業用機械・装置製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
一般産業用機械・装置製造業 E252, E253, E2596, E2621 の一部、 E2652, E2693 除くもの (E2532 の一部、E2535)	83	3,275人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における一般産業用機械・装置製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	適用労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	9	1,033人	
個別合意等	1	63人	
総計	10	1,096人	

① 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合同名	その構成員（労働組合員）数
1		253人
2		77人
3		66人
4		56人
5		54人
6		34人
7		145人
8		298人
9		50人
	合計	1,033人

②改定決定に関する申出について書面をもって合意を行った労働者の内訳

	事業所名	合意を行った 労働者数
1		63人
	合計	63人

2. 申出代表者に対する委任書 (別紙に添付)

2024年8月 9日

山形労働局長
小林 学 殿

山形市木の実町12-37 大手門パルズ内
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
山形地域協議会
議長 柿崎 隆 英

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

17,084 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における山形県電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (5) 個々の労働者の合意書



以 上

電気機械器具製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における電気機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	労働者数	備考
電気機械器具製造業 E28, E29, E30、除くもの (E293, E295, E2973 の一部, E299)	335	17,084人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における電気機械器具製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等	15	3,538人	
機関決定	15	5,119人	
個別合意等	1	87人	
総計	31	8,744人	

① 賃金の最低額に関する労使協定の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			195人
2			156人
3			360人
4			245人
5			137人
6			227人
7			349人
8			184人
9			164人
10			126人
11			253人
12			290人
13			509人
14			258人
15			85人
	合計		3,538人

- ② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1	[Redacted]	412人
2		140人
3		87人
4		86人
5		427人
6		67人
7		140人
8		436人
9		302人
10		1,438人
11		380人
12		54人
13		253人
14		326人
15		571人
	合 計	5,119人

- ③ 改定決定に関する申出について書面をもって合意を行った労働者の内訳

	事業所名	合意を行った労働者数
1	[Redacted]	87人
	合 計	87人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

2024年8月 9日

山形労働局長
小林 学 殿

天童市久野本四丁目15-20
やはぎビル2F-D
JAM南東北山形県連絡会
会 長 納 富 聡

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者

4, 808 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書



以 上

自動車・同附属品製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
自動車・同附属品製造業 E311	102	4,808人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車・同附属品製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約	2	715人	
労使協定等			
機関決定	8	1,304人	
個別合意等			
総計	10	2,019人	

① 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	協約適用労働者数	備考
1	[Redacted]		531人	
2			184人	
合計			715人	

② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組員）数
1	[Redacted]	101人
2		181人
3		189人
4		132人
5		140人
6		206人
7		291人
8		64人
合計		1,304人

2. 申出代表者に対する委任書（別紙に添付）

2024年8月 9日

山形労働局長
小林 学 殿

宮城県仙台市宮城野区榴丘 4-5-22
宮城野センタービル 2F 日産労連内
自動車総連山形地方協議会
議長 石山 智規

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車整備業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車整備業を営む使用者に使用される労働者

3, 128 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車整備業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (4) 個々の労働者の合意署名



以上

自動車整備業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者の概数


産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
自動車整備業 R89(I591の一部、H43の一部、 H44の一部)	1,022	3,128人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車整備業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	11	1,509人	
個別合意等	12	83人	
総計	23	1,592人	

①労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている
場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		170人
2		159人
3		86人
4		300人
5		86人
5		69人
6		13人
7		90人
8		202人
9		151人
10		90人
11	93人	
	合 計	1,509人

②改定決定に関する申出について書面をもって合意を行った労働者の内訳

	事業所名	合意を行った 労働者数
1	[Redacted]	8人
2		2人
3		4人
4		5人
5		5人
6		8人
7		3人
8		10人
9		20人
10		7人
11		10人
12		1人
	合 計	83人

2. 申出代表者に対する委任書 (別紙に添付)

2024年度「特定最低賃金」疎明資料解説

1. 一般産業用機械製造

(1) 賃金センサスによるデータ

令和5年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E 製造業

2. 電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具製造業

(1) 申し出労働者間における賃金格差

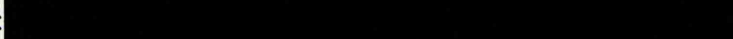
18歳最低賃金額（企業内最賃）

A社：



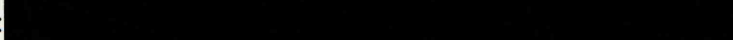
(360人)

B社：



(184人)

C社：



(349人)

(2) 賃金センサスによるデータ

令和5年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

3. 自動車整備業

(1) 賃金センサスによるデータ

令和5年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

R サービス業（他に分類されないサービス業）

4. 自動車・同付属品製造業

(1) 賃金センサスによるデータ

令和5年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E 製造業

各企業間における最低賃金の疎明資料

I. 一般産業用機械製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 製造業 男女計

単位 円

区 分	1,000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	179.6	178.9	165.4
(指 数)	100	99.6%	92.1%
20～24歳	196.7	191.9	170.9
(指 数)	100	97.6%	86.9%
25～29歳	219.3	211.7	190.5
(指 数)	100	96.5%	86.9%
30～34歳	246.3	230.0	201.9
(指 数)	100	93.4%	82.0%
35～39歳	303.4	249.8	223.0
(指 数)	100	82.3%	73.5%
40～44歳	294.6	273.7	232.9
(指 数)	100	92.9%	79.1%
45～49歳	328.1	298.2	230.7
(指 数)	100	90.9%	70.3%
50～54歳	331	305.0	246.9
(指 数)	100	92.1%	74.6%
55～59歳	333.8	311.3	245.2
(指 数)	100	93.3%	73.5%
60～64歳	220.8	242.9	227.2
(指 数)	100	110.0%	102.9%
65～69歳	177.1	252.7	197.8
(指 数)	100	142.7%	111.7%
70歳～	154.3	185.2	205.3
(指 数)	100	120.0%	133.1%

各企業間における最低賃金の疎明資料

Ⅱ. 電子部品・デバイス・電子回路製造業

1. 申し出労働者間における賃金格差（時間額）

単位 円

区 分	A 社	B 社	C 社
時 間 額	1, 2 0 0	1, 1 0 7	1, 0 0 6
(指 数)	1 0 0	9 2. 3	8 3. 8

2. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 電子部品・デバイス・電子回路製造業 男女計

単位 1, 0 0 0 円

区 分	1, 0 0 0人以上	1 0 0～9 9 9人	1 0～9 9人
～1 9 歳	—	172. 4	144. 9
(指 数)	—	100. 0%	84. 0%
2 0～2 4 歳	—	195. 6	193. 9
(指 数)	—	100. 0%	99. 1%
2 5～2 9 歳	—	207. 6	139. 3
(指 数)	—	100. 0%	67. 1%
3 0～3 4 歳	—	237. 4	218. 1
(指 数)	—	100. 0%	91. 9%
3 5～3 9 歳	—	258	199. 5
(指 数)	—	100. 0%	77. 3%
4 0～4 4 歳	—	287. 2	222. 6
(指 数)	—	100. 0%	77. 5%
4 5～4 9 歳	—	319. 1	286. 1
(指 数)	—	100. 0%	89. 7%
5 0～5 4 歳	—	310. 5	284. 5
(指 数)	—	100. 0%	91. 6%
5 5～5 9 歳	—	335. 9	257
(指 数)	—	100. 0%	76. 5%
6 0～6 4 歳	—	184. 5	269. 2
(指 数)	—	100. 0%	145. 9%
6 5～6 9 歳	—	—	—
(指 数)	—	—	—

各企業間における最低賃金の疎明資料

Ⅲ. 自動車整備業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

サービス業（他に分類されないもの） 男女計

単位1,000円

区 分	1,000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	174.0	—	196.5
(指 数)	100	—	112.9%
20～24歳	188	229.7	205.5
(指 数)	100	122.2%	109.3%
25～29歳	186.4	223.7	222.8
(指 数)	100	120.0%	119.5%
30～34歳	210.0	208.3	230.2
(指 数)	100	99.2%	109.6%
35～39歳	207.1	205.7	250.6
(指 数)	100	99.3%	121.0%
40～44歳	194.7	250.7	247.4
(指 数)	100	128.8%	127.1%
45～49歳	220.2	212.0	239.2
(指 数)	100	96.3%	108.6%
50～54歳	212.9	242.2	250.6
(指 数)	100	113.8%	117.7%
55～59歳	237.2	256.0	245.7
(指 数)	100	107.9%	103.6%
60～64歳	185.4	250.5	228.9
(指 数)	100	135.1%	123.5%
65～69歳	163.3	180.8	228.0
(指 数)	100	110.7%	139.6%
70歳～	172.8	187.4	177.5
(指 数)	100	108.4%	102.7%

各企業間における最低賃金の疎明資料

IV. 自動車・同附属品製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 製造業 男女計

単位1,000円

区 分	1,000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	179.6	178.9	165.4
(指 数)	100	99.6%	92.1%
20～24歳	196.7	191.9	170.9
(指 数)	100	97.6%	86.9%
25～29歳	219.3	211.7	190.5
(指 数)	100	96.5%	86.9%
30～34歳	246.3	230.0	201.9
(指 数)	100	93.4%	82.0%
35～39歳	303.4	249.8	223.0
(指 数)	100	82.3%	73.5%
40～44歳	294.6	273.7	232.9
(指 数)	100	92.9%	79.1%
45～49歳	328.1	298.2	230.7
(指 数)	100	90.9%	70.3%
50～54歳	331	305.0	246.9
(指 数)	100	92.1%	74.6%
55～59歳	333.8	311.3	245.2
(指 数)	100	93.3%	73.5%
60～64歳	220.8	242.9	227.2
(指 数)	100	110.0%	102.9%
65～69歳	177.1	252.7	197.8
(指 数)	100	142.7%	111.7%
70歳～	154.3	185.2	205.3
(指 数)	100	120.0%	133.1%



令和6年8月20日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県最低賃金専門部会
部会長 コーエンズ 久美子

山形県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月4日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の日安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の山形県最低賃金（時間額854円）は、令和4年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙3のとおりである。

さらに、当専門部会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、以下のことを山形地方最低賃金審議会の答申に付記することを要望する。

- 1 業務改善助成金等の政府が掲げる生産性向上の支援策について、単年度ではなく複数年度にわたり有効な補助金、助成金制度の新設を含む中長期の施策を構築すること。また、最低賃金引上げの影響を強く受ける地方の中小企業・小規模事業者が活用しやすくなるよう、Cランクの地域に対する要件緩和や予算の傾斜配分など、より一層、実効性のある制度とすること。
- 2 地方の中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁の実現に向け、所管省庁は監視と指導を徹底すること。特に中央の大企業に対する取引適正化の実効的な施策として、たとえば、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る適切な研修、指針に違反する行為に対する独占禁止法及び下請法に基づく厳正な対処などを一層強化・拡充すること。

山形県最低賃金

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間955円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

山形県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山形県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 854 円
- (3) 発 効 日 令和4年10月6日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,925 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$854 \text{ 円（山形県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 119,779 \text{ 円}$$

※令和6年7月10日開催中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配付資料No.2「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

○公益委員	コーエンズ久美子	本間佳子	村山 永
○労働者側委員	石川正樹	柿崎隆英	西部政行
○使用者側委員	大沼拓雄	木村和浩	丹 哲人



令和6年8月21日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永

山形県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月4日付け山形労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の山形県最低賃金（時間額854円）は、令和4年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、政府に対し以下のことを要望する。

- 1 業務改善助成金等の政府が掲げる生産性向上の支援策について、単年度ではなく複数年度にわたり有効な補助金、助成金制度の新設を含む中長期の施策を構築すること。また、最低賃金引上げの影響を強く受ける地方の中小企業・小規模事業者が活用しやすくなるよう、Cランクの地域に対する要件緩和や予算の傾斜配分など、より一層、実効性のある制度とすること。
- 2 地方の中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁の実現に向け、所管省庁は監視と指導を徹底すること。特に中央の大企業に対する取引適正化の実効的な施策として、たとえば、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る適切な研修、指針に違反する行為に対する独占禁止法及び下請法に基づく厳正な対処などを一層強化・拡充すること。

山形県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間955円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月19日

山形県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 山形県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 854 円
- (3) 発効日 令和4年10月6日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,925円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$854 \text{ 円 (山形県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 119,779 \text{ 円}$$

※令和6年7月10日開催中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配付資料No.2「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

写

山形労発基 0821 第 1 号
令和 6 年 8 月 21 日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小林 学

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類
されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・
真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(諮問)

令和 6 年 8 月 9 日付けをもって申出代表者 JAM 南東北山形県連
絡会会長納富聡から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条
第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山形県ポンプ・圧縮機器、一般
産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・
同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局
最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第
21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求め
ます。

写

山形労発基 0821 第 2 号
令和 6 年 8 月 21 日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小林 学

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につ
いて（諮問）

令和 6 年 8 月 9 日付けをもって申出代表者全日本電機・電子・情報
関連産業労働組合連合会山形地域協議会議長柿崎隆英から最低賃金
法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添
のとおり山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第
3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定に
より、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。

写

山形労発基 0821 第 3 号
令和 6 年 8 月 21 日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小林 学

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 8 月 9 日付けをもって申出代表者 JAM 南東北山形県連絡会会長納富聡から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。

写

山形労発基 0821 第 4 号
令和 6 年 8 月 21 日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小林 学

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無に
ついて（諮問）

令和 6 年 8 月 9 日付けをもって申出代表者自動車総連山形地方協
議会議長石山智規から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条
第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山形県自動車整備業最低賃金
（令和 2 年山形労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申
出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無につ
いて、貴会の意見を求めます。